

岩手県放射線調査・低減事業費補助金交付要綱

(目的)

第1 福島第一原子力発電所事故による影響の対策として、学校等の施設において市町村等の設置者が実施する放射線量の調査及び局所的に放射線量が高い箇所の放射線量低減のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等の施設 幼稚園、小学校、中学校（県立を除く。）、高等学校（県立を除く。）、特別支援学校（県立を除く。）、保育所、児童館（県立を除く。）、認可外保育施設、へき地保育所、地域子育て支援センター、放課後児童クラブ、乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立生活援助事業所、知的障害児福祉施設、知的障害児通園施設、重症心身障害児施設、障害福祉サービス事業所（児童デイサービス）その他知事が必要と認める施設
- (2) 公立施設 学校等の施設のうち市町村が設置者であるもの
- (3) 私立施設 学校等の施設のうち国（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人）、国立大学法人等（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人を含む。）、県及び市町村以外の者が設置者であるもの

(補助金の交付対象者)

第3 この補助金の交付対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 公立施設 市町村
- (2) 私立施設（高等学校を除く。） 市町村（ただし、設置者が事業を実施する場合は、設置者）
- (3) 私立高等学校 設置者（ただし、市町村が事業を実施する場合は、市町村）

(補助対象事業)

第4 補助対象事業は、次の事業とする。なお、私立施設については、市町村が各事業を行う場合についても補助対象とする。ただし、国庫補助事業により実施したものを除く。

- (1) 放射線量調査事業
学校等の施設の敷地内における放射線量の測定を行う事業
- (2) 放射線量低減事業
第5に規定する基準値以上の放射線量が計測された箇所の放射線量を低減させるために土壌処理等を行う事業

(基準値)

第5 第4第2号に規定する基準値は、毎時1.0マイクロシーベルトとする。

(補助対象及び補助額)

第6 補助対象及び補助額は、別表第1及び第2のとおりとする。

2 補助額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

- (1) 第4第1項に掲げる事業 学校等の数に12,000円を乗じて得た額。ただし、私立高等学校については学校数に22,000円を乗じて得た額。

(2) 第4第2項に掲げる事業 別表第2の第1欄の額と第2欄の額を加えた額とする。

(補助金交付の申請等)

第7 規則第4条の補助金の交付の申請、規則第6条第1項第1号、第2号及び第3号の承認申請、規則第8条第1項の申請の取下げ、並びに規則第13条第1項の請求の手続き（以下「手続き」という。）を行う者は次のとおりとする。

(1) 公立施設及び私立施設（私立高等学校を除く） 原則として市町村

(2) 私立高等学校 設置者（ただし、市町村が事業を実施する場合は、市町村）

(特例措置)

第8 補助金の交付決定の前に実施した事業のうち、第4及び第5の規定に適合するものは補助対象とする。

(補則)

第9 この要綱に定めるもののほか、この補助金の取扱に関し必要な事項は、別に定める。

別表第1（第6第1項関係）

補助対象事業	経費	左の内容	補助率
放射線量調査事業	放射線量の調査に要する経費	学校等の施設における放射線量の測定に要する経費（市町村又は設置者の人件費、旅費及び機器購入費その他知事が定める経費を除く。）	1/2
放射線量低減事業	局所的に放射線量が高い箇所の放射線量の低減に要する経費	学校等の施設における第5に規定する基準値以上の放射線が計測された箇所の土壌処理等を行うために要する経費（市町村又は設置者の人件費、旅費その他知事が定める経費を除く。）	1/2

別表第2（第6第2項関係）

区分	補助額の上限
第1欄	第5に規定する基準値以上の放射線量となる区域の面積に1平方メートル当たり200円を乗じて得た額
第2欄	低減事業を実施する学校等の数に64,000円（高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、83,000円）を乗じて得た額。ただし、私立高等学校にあっては110,000円（高圧洗浄等の洗浄を実施する場合は、129,000円）を乗じて得た額。

附 則

この要綱は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月30日から施行する。